

# 借金問題は必ず解決します！ 多重債務者無料相談ウィーク

令和2年11月9日(月)～11月13日(金)



電話番号（福岡県消費生活センター）

**092-632-0999**

（ 受付時間：9時～16時30分 ）

借金でお悩みの方は気軽にお電話ください。最寄の自立相談支援機関や  
弁護士会、司法書士会の相談窓口をご紹介します。（相談無料・秘密厳守）

主催：福岡県、福岡県弁護士会、福岡県司法書士会

# 多重債務問題の解決のために

## 多重債務問題は、必ず解決できます！

万一多重債務に陥ってしまった場合、4つの整理方法があります。  
整理方法の選択は、支払能力・総債務額などの様々な条件がポイントとなります。



### ○ 多重債務とは

「サラ金、クレジット会社、銀行等からの金銭の借入れまたはクレジットの利用による買い物により発生した債務が本人の返済能力を超えること、特に、その債務の返済のためにさらに借金して債務が重なること」をいいます。

|           |                                                                                                                                                                   |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 任意整理   | 利息制限法による利息の計算により、正当な支払い債務金額を再計算し、借金を減らします。その金額を元に債権者の同意を得て、債務整理を行います。裁判所を介さずに直接債権者と交渉を行いますので、弁護士等を代理人とする場合が多いようです。                                                |
| 2. 特定調停   | 基本的には1の任意整理手続きと変わりませんが、こちらは裁判所を通して債権者と交渉します。弁護士等が代理人に付かない場合が多いようです。 <div>任意整理手続・特定調停手続は比較的借金が少ない人向きです。手続により再計算された借金を3～5年以内で返済できるかどうかが目安となります。</div>               |
| 3. 個人再生手続 | 債務総額が5,000万円以下(住宅ローンを除く)で、安定した収入の見込みがある人が利用出来る方法です。債務の一定額を原則3年で返済する計画(裁判所の許可を得たもの)をたて、返済が完了すれば、残りの債務の免除が受けられます。ローン返済中の住宅等の財産の維持が可能です。(但し、ローンで買ったもので住宅以外のものは除きます。) |
| 4. 自己破産   | 上記の1. 2. 3の手続きによる債務整理が困難な人への最終手段です。裁判所に「自己破産の申立て」を行い、「破産手続開始決定」を受けます。あわせて、支払の免除を受けるための「免責の申し立て」を行います。「破産手続開始決定」を受けると、住宅などの高額な資産は金銭に換えて債権者全員に分配されます。               |

### 自己破産の主なデメリット

- (1) 信用調査機関のブラックリストに載ります・・・大体5～7年位の間はローンやクレジットが利用出来ません。
- (2) 資格制限・・・免責が確定するまで一定の職種に就けないことになります。
- (3) 破産情報が官報に掲載されます。
- (4) マイホーム等の高額な財産が処分されます。
- (5) 引っ越しや旅行が制限されます。(破産管財人が選任される場合)

### 〔多重債務に陥らないために〕

- ・ 自分の払える限度を知って、買い物はその範囲内で。
- ・ 安易にキャッシングを利用しない。
- ・ 返済のために他の金融機関から借り入れしない。
- ・ 連帯保証人になるよう頼まれても、家族に相談する等慎重に・・・。
- ・ 返済出来なくなったら、早めに弁護士や公的機関に相談を。

